

<p>は死亡による退職に係る部分に限る。)、第 四條第一項又は第五條第一項の規定により 退職手当の基本額を計算する場合にあつて は、一年未満)の場合には、これを一年と する。</p> <p>8 前項の規定は、第十條の規定により退職 手当の額を計算する場合における勤続期間 の計算については、適用しない。</p> <p>9 第十條の規定により退職手当の額を計算 する場合における勤続期間の計算について は、前各項の規定により計算した在职期間 に一月未満の端数がある場合には、その端 数は切り捨てる。</p> <p>(一般地方独立行政法人等から復帰した職 員等に対する退職手当に係る特例) 第七條の四 略 2 6 略</p> <p>7 第六條の四第一項に規定する休職指定法 人を使用される者が、その身分を保有した まま引き続き職員となつた場合における その者の第七條第一項の規定による在职期 間の計算については、職員としての在职期 間は、なかつたものとみなす。ただし、別 に知事が定める場合においては、この限り でない。</p> <p>(退職手当の支給制限) 第八條 一般の退職手当は、次の各号のい づれかに該当する者には、支給しない。 一 三 略</p> <p>2 一般の退職手当のうち、第六條の四の規 定により計算した退職手当の調整額に相当 する部分は、次の各号のいずれかに該当す る者には、支給しない。</p>	<p>は死亡による退職に係る部分に限る。)、第 四條又は第五條の規定による退職手当を計 算する場合にあつては、一年未満)の場合 には、これを一年とする。</p> <p>8 前項の規定は、第十條の規定による退職 手当の額を計算する場合における勤続期間 の計算については、適用しない。</p> <p>9 第十條の規定による退職手当の額を計算 する場合における勤続期間の計算について は、前各項の規定により計算した在职期間 に一月未満の端数がある場合には、その端 数は切り捨てる。</p> <p>(一般地方独立行政法人等から復帰した職 員等に対する退職手当に係る特例) 第七條の四 略 2 6 略</p> <p>7 第七條第四項に規定する休職指定法人に 使用される者が、その身分を保有したまま 引き続き職員となつた場合におけるその 者の同條第一項の規定による在职期間の計 算については、職員としての在职期間は、 なかつたものとみなす。ただし、別に知事 が定める場合においては、この限りでない。</p> <p>(退職手当の支給制限) 第八條 一般の退職手当は、次の各号のい づれかに該当する者には支給しない。 一 三 略</p>
<p>一 第三條第一項及び第五條の二の規定に より計算した退職手当の基本額が零であ る者並びに第三條第二項に規定する傷病 又は死亡によらずにその者の都合により 退職した者に該当する者でその勤続期間 が九年以下のもの</p> <p>二 その者の非違により退職した者(前項 各号に掲げる者を除く。)で別に知事が 定めるもの</p> <p>3 略</p> <p>(起訴中に退職した場合等の退職手当の取 扱い) 第十三條 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項の規定は、退職した者に対し、た 一般の退職手当等の額が支払われていない 場合において、その者が基礎在職期間中の 行為に係る刑事事件に関し起訴をされた ときについて準用する。</p> <p>(退職手当の支給の一時差止め) 第十三條の二 任命権者は、退職した者に対 し、まだ一般の退職手当等の額が支払われて いない場合において、その者の基礎在職期 間中の行為に係る刑事事件に関して、その 者が逮捕されたとき又はその者から聴取し た事項若しくは調査により判明した事実 に基づきその者に犯罪があると思料するに 至つたときであつて、その者に対し一般の退 職手当等を支給することが、公務に対する 信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円</p>	<p>一 第三條第一項及び第五條の二の規定に より計算した退職手当の基本額が零であ る者並びに第三條第二項に規定する傷病 又は死亡によらずにその者の都合により 退職した者に該当する者でその勤続期間 が九年以下のもの</p> <p>二 その者の非違により退職した者(前項 各号に掲げる者を除く。)で別に知事が 定めるもの</p> <p>3 略</p> <p>(起訴中に退職した場合等の退職手当の取 扱い) 第十三條 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項の規定は、退職した者に対し、た 一般の退職手当等の額が支払われていない 場合において、その者が基礎となる期間をいう。次 條及び第十三條の三第一項において同じ。次 中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされ たときについて準用する。</p> <p>(退職手当の支給の一時差止め) 第十三條の二 任命権者は、退職した者に対 し、まだ一般の退職手当等の額が支払われて いない場合において、その者の在職期間中 の行為に係る刑事事件に関して、その者が 逮捕されたとき又はその者から聴取した事 項若しくは調査により判明した事実に基づ きその者に犯罪があると思料するに至つた ときであつて、その者に対し一般の退職手 当等を支給することが、公務に対する信頼 を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な</p>
<p>(起訴中に退職した場合等の退職手当の取 扱い) 第十三條 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項の規定は、退職した者に対し、た 一般の退職手当等の額が支払われていない 場合において、その者が在職期間(その退 職手当の支給の基礎となる期間をいう。次 條及び第十三條の三第一項において同じ。次 中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされ たときについて準用する。</p> <p>(退職手当の支給の一時差止め) 第十三條の二 任命権者は、退職した者に対 し、まだ一般の退職手当等の額が支払われて いない場合において、その者の在職期間中 の行為に係る刑事事件に関して、その者が 逮捕されたとき又はその者から聴取した事 項若しくは調査により判明した事実に基づ きその者に犯罪があると思料するに至つた ときであつて、その者に対し一般の退職手 当等を支給することが、公務に対する信頼 を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な</p>	<p>(起訴中に退職した場合等の退職手当の取 扱い) 第十三條 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項の規定は、退職した者に対し、た 一般の退職手当等の額が支払われていない 場合において、その者が基礎となる期間をいう。次 條及び第十三條の三第一項において同じ。次 中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされ たときについて準用する。</p> <p>(退職手当の支給の一時差止め) 第十三條の二 任命権者は、退職した者に対 し、まだ一般の退職手当等の額が支払われて いない場合において、その者の在職期間中 の行為に係る刑事事件に関して、その者が 逮捕されたとき又はその者から聴取した事 項若しくは調査により判明した事実に基づ きその者に犯罪があると思料するに至つた ときであつて、その者に対し一般の退職手 当等を支給することが、公務に対する信頼 を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な</p>



<p>2・3 略</p> <p>一・二 略</p>	<p>滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>2・4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第二号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 略</p> <p>二 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して一年を経過した場合</p> <p>6・11 略</p> <p>(退職手当の返納)</p> <p>第十三条の三 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうちに掲げる額を返納させることができる。ただし、第十条第一項、第五項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けていた場合(受けることができた場合を含む。)は、この限りでない。</p>	<p>実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>2・4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第二号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 略</p> <p>二 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して一年を経過した場合</p> <p>6・11 略</p> <p>(退職手当の返納)</p> <p>第十三条の三 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうちに掲げる額を返納させることができる。ただし、第十条第一項、第五項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けていた場合(受けることができた場合を含む。)は、この限りでない。</p>
<p>16 昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員、同日に現に国又は他の地方公共団体の職員として在職し、同日後に引き続き退職した者又は附則第十四項に規定する者のうち、職員としての引き続きいた在職期間中において職員又は国又は他の地方公共団体の職員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は国又は他の地方公共団体の職員となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、</p> <p>第二条の三から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで、条例第二十九号による改正前の第七条の四第二項及び附則第十八項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合(附則第十八項に規定する職員又は他の地方公共団体の職員として在職した後この条例の規定による退職を受けた者については、当該割合とその他の者に係る附則第十八項において例による附則第十六項第二号に掲げる割合とを合計した割合)を乗じて得た額とする。</p> <p>一 その者が第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十七年佐賀県条例第六十二号)附則第六項並びに条例第二十九号附則第五項から附則第八項までの</p>	<p>附則</p> <p>1・15 略</p> <p>16 昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員、同日に現に国又は他の地方公共団体の職員として在職し、同日後に引き続き退職した者又は附則第十四項に規定する者のうち、職員としての引き続きいた在職期間中において職員又は国又は他の地方公共団体の職員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は国又は他の地方公共団体の職員となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、</p> <p>第二条の三から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで、条例第二十九号による改正前の第七条の四第二項及び附則第十八項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合(附則第十八項に規定する職員又は他の地方公共団体の職員として在職した後この条例の規定による退職を受けた者については、当該割合とその他の者に係る附則第十八項において例による附則第十六項第二号に掲げる割合とを合計した割合)を乗じて得た額とする。</p> <p>一 その者が第三条から第五条の二まで及び第六条、佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十七年佐賀県条例第六十二号)附則第六項並びに条例第二十九号附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額の</p>	<p>附則</p> <p>1・15 略</p> <p>16 昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員、同日に現に国又は他の地方公共団体の職員として在職し、同日後に引き続き退職した者又は附則第十四項に規定する者のうち、職員としての引き続きいた在職期間中において職員又は国又は他の地方公共団体の職員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は国又は他の地方公共団体の職員となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、</p> <p>第三条から第五条の二まで、第六条、条例第二十九号による改正前の第七条の四第二項及び附則第十八項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合(附則第十八項に規定する職員又は他の地方公共団体の職員として在職した後この条例の規定による退職を受けた者については、当該割合とその他の者に係る附則第十八項において例による附則第十六項第二号に掲げる割合とを合計した割合)を乗じて得た額とする。</p> <p>一 その者が第三条から第五条の二まで及び第六条、佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十七年佐賀県条例第六十二号)附則第六項並びに条例第二十九号附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額の</p>



<p>規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合</p> <p>二 略</p> <p>17 略</p> <p>30 当分の間、二十年以上三十五年以下の期間勤続して退職した者（条例第二十九号附則第五項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）又は佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十九年佐賀県条例第四号）附則第三項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が二十五年未満である者（条例第二十九号附則第五項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た額とする。</p> <p>31 当分の間、三十六年の期間勤続して退職した者（条例第二十九号附則第六項の規定に該当する者を除く。）で第三条第一項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>32 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者（条例第二十九号附則第七項の規定に該当する者を除く。）で第五条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第三十項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合</p> <p>二 略</p> <p>17 略</p> <p>30 当分の間、二十年以上三十五年以下の期間勤続して退職した者（条例第二十九号附則第五項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）又は佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十九年佐賀県条例第四号）附則第三項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が二十五年未満である者（条例第二十九号附則第五項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の額は、第三条から第五条の二までの規定により計算した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た額とする。</p> <p>31 当分の間、三十六年の期間勤続して退職した者（条例第二十九号附則第六項の規定に該当する者を除く。）で第四条の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の額は、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>32 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者（条例第二十九号附則第七項の規定に該当する者を除く。）で第五条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第三十項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>33 略</p> <p>36 前項の規定の適用を受ける者については、第五条の三の規定は、適用しない。</p> <p>37 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（平成十八年三月三十一日以前に行われた給料月額の減額改定で別に知事が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する佐賀県職員給与条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして別に知事が定めるものについては、この限りでない。</p> <p>33 略</p> <p>36 前項の規定の適用を受ける者については、第五条の二の規定は、適用しない。</p>
<p>附則</p> <p>1 略</p> <p>6 適用日の前日に在職する職員で新条例第二条の職員に該当するもの（旧条例附則第二十五項に規定する職員に対する第一号及び第三号の規定の適用については、旧条例附則第三十四項に規定する職員が適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で別に知事が定め</p>	<p>附則</p> <p>1 略</p> <p>6 適用日の前日に在職する職員で新条例第二条の職員に該当するもの（旧条例附則第二十五項に規定する職員に対する第一号及び第三号の規定の適用については、旧条例附則第三十四項に規定する職員が適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で別に知事が定め</p>	<p>附則</p> <p>1 略</p> <p>6 適用日の前日に在職する職員で新条例第二条の職員に該当するもの（旧条例附則第二十五項に規定する職員に対する第一号及び第三号の規定の適用については、旧条例附則第三十四項に規定する職員が適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で別に知事が定め</p>
<p>改正後</p> <p>附則</p> <p>1 略</p> <p>6 適用日の前日に在職する職員で新条例第二条の職員に該当するもの（旧条例附則第二十五項に規定する職員に対する第一号及び第三号の規定の適用については、旧条例附則第三十四項に規定する職員が適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で別に知事が定め</p>	<p>改正前</p> <p>附則</p> <p>1 略</p> <p>6 適用日の前日に在職する職員で新条例第二条の職員に該当するもの（旧条例附則第二十五項に規定する職員に対する第一号及び第三号の規定の適用については、旧条例附則第三十四項に規定する職員が適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で別に知事が定め</p>	<p>附則</p> <p>1 略</p> <p>6 適用日の前日に在職する職員で新条例第二条の職員に該当するもの（旧条例附則第二十五項に規定する職員に対する第一号及び第三号の規定の適用については、旧条例附則第三十四項に規定する職員が適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で別に知事が定め</p>



<p>るものを除く。)をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は新条例第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五までの規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 新条例第六条又は第六条の二の規定に該当する退職  その者につき旧条例第三条、第四条又は第五条の規定により計算した退職手当の額と新条例第二条の三、第三条、第五条から第五条の三まで及び第六条から第六条の四までの規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額</p> <p>7~9 略</p>	<p>るものを除く。)をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は新条例第三条から第五条の二まで及び第六条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 新条例第六条の規定に該当する退職  その者につき旧条例第三条、第四条又は第五条の規定により計算した退職手当の額と新条例第六条の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額</p> <p>7~9 略</p>	<p>改 正 後</p> <p>附 則</p> <p>1~4 略</p> <p>5 適用日に在職する職員(適用日にこの条例による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第七条の四第一項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に新条例第七項に規定する国又は他の地方公共団体の職員(以下「国又は他の地方公共団体の職員」という。))として在職する者で、指定法人職員又は国又は他の地方公共団体の職員として在職した後引き続</p>	<p>改 正 前</p> <p>附 則</p> <p>1~4 略</p> <p>5 適用日に在職する職員(適用日にこの条例による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第七条の四第一項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に新条例第七項に規定する国又は他の地方公共団体の職員(以下「国又は他の地方公共団体の職員」という。))として在職する者で、指定法人職員又は国又は他の地方公共団体の職員として在職した後引き続</p>
<p>いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第四条若しくは第五条又は佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十三年佐賀県条例第六号。以下「条例第六号」という。))附則第二項若しくは佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十九年佐賀県条例第四号。以下「条例第四号」という。))附則第三項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が二十年以上三十五年以下(条例第六号附則第二項又は条例第四号附則第三項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、新条例第三条から第五条の三まで及び条例第六十二号附則第六項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た額とする。</p>		<p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第三条第一項(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第三条第一項及び第五条の二並びに条例第六十二号附則第六項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例によ</p>	
<p>いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第四条(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)若しくは第五条又は佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十三年佐賀県条例第六号。以下「条例第六号」という。))附則第二項若しくは佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十九年佐賀県条例第四号。以下「条例第四号」という。))附則第三項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が二十年以上三十五年以下(条例第六号附則第二項又は条例第四号附則第三項の規定に該当する退職をした者)にあつては、二十五年未満)である者に対する退職手当の額は、新条例第三条から第五条の二まで及び条例第六十二号附則第六項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第三条から第五条の二までの規定により計算した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た額とする。</p>		<p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第四条(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年である者に対する退職手当の額は、新条例第四条及び条例第六十二号附則第六項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	

附則第八条(佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)に係る新旧対照表







<p>(一般の派遣職員に関する佐賀県職員の退職手当に関する条例の特例)  <b>第六条 略</b></p> <p>2 退職手当条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定については、一般の派遣職員の派遣の期間は、退職手当条例第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。</p>	<p>(一般の派遣職員に関する佐賀県職員の退職手当に関する条例の特例)  <b>第六条 略</b></p> <p>2 退職手当条例第七条第四項の規定は、一般の派遣職員の派遣の期間については、適用しない。</p>
<p><b>改正後</b></p> <p>附則  1～3 略</p> <p>4 附則第二項の規定により派遣職員となるものとされた職員の施行日の前日まで引き続く休職の期間については、佐賀県市町村立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第六十五号)第二条において準用する佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定については、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。</p>	<p><b>改正前</b></p> <p>附則  1～3 略</p> <p>4 附則第二項の規定により派遣職員となるものとされた職員の施行日の前日まで引き続く休職の期間については、佐賀県市町村立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第六十五号)第二条において準用する佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号)第七条第四項の規定は、適用しない。</p>
<p>附則第十二条(佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表</p>	
<p><b>改正後</b></p> <p>第七条 佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号)第</p>	<p><b>改正前</b></p> <p>第七条 佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号)第</p>
<p>六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</p> <p>2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての佐賀県職員の退職手当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。</p>	<p>七条第四項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</p>
<p><b>改正後</b></p> <p>(職務に復帰した職員等に関する佐賀県職員の退職手当に関する条例の特例)  <b>第七条</b> 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号。以下「退職手当条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第四条第二項、第五条第一項及び第六条の四第一項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第四条第二項、第五条第二項及び第六条の四第一項に規定する通勤による傷病とみなす。</p>	<p><b>改正前</b></p> <p>(職務に復帰した職員等に関する佐賀県職員の退職手当に関する条例の特例)  <b>第七条</b> 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号。以下「退職手当条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第四条第二項、第五条第一項及び第七条第四項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第四条第二項、第五条第二項及び第七条第四項に規定する通勤による傷病とみなす。</p>
<p>附則第十三条(公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表</p>	